## 名古屋市医師会臨床試験支援事業に関する規則(案)

(第9版)

平成 29 年 4 月

名古屋市医師会

## 名古屋市医師会臨床試験支援事業に関する規則 <第9版>

〈趣旨〉

第1条 名古屋市医師会は、名古屋市医師会会員の医療機関が、第Ⅱ相臨床試験、第Ⅲ相臨床試験、製造販売後臨床試験等(以下、「治験等」という)を実施する際に、治験等実施体制や被験者の安全の確保等の支援を行うことにより、より良い医療の科学的基盤整備に貢献することを目的とし、「名古屋市医師会臨床試験支援事業」(以下、「本事業」という)を行う。

〈目的〉

第2条 本規則は、本事業を遂行する際の手続き並びに業務等を定めたものである。

〈組織〉

- 第3条 名古屋市医師会は、本事業を適正かつ円滑に行うため、次の組織を設置する。
  - 1.1) 名古屋市医師会臨床試験ネットワーク支援センター
    - 2)名古屋市医師会治験審查委員会名称 名古屋市医師会第1治験審查委員会
    - 1) が2)の事務局を兼ねることとする。
  - 2. 名古屋市医師会臨床試験ネットワーク支援センターにセンター長1名、副センター長若干名、事務局に室長1名、室員若干名を置く。 支援センター長及び副センター長は、名古屋市医師会長が任命する。

〈業務〉

- 第4条 本事業は、治験等実施医療機関を支援するため、以下の業務を行う。
  - 1. 名古屋市医師会臨床試験ネットワーク支援センター
    - 1)名古屋市医師会臨床試験ネットワークの管理 治験実施を希望する医療機関で構成する「名古屋市医師会臨床試験 ネットワーク」内の連絡調整を行う。
    - 2) 治験等実施医療機関への支援
    - 3)後方支援病院との連絡調整 医療機関が治験等を実施する際に、被験者の安全確保の観点から治 験実施計画書ごとに後方支援病院と締結した「臨床試験実施の際の 後方支援に関する契約」に基づき、治験実施医療機関の当該治験終 了まで治験に関する情報提供と連絡調整を行う。
  - 2. 名古屋市医師会治験審査委員会
    - GCP省令に基づき、治験等実施医療機関の長から調査審議の依頼 があった場合に審査を行う。

なお、審査にあたっては別に定める「名古屋市医師会治験審査委員

会規則」及び「名古屋市医師会治験審査委員会事務局業務手順書」に従うこととする。

3. その他、本事業遂行にあたって必要とされる業務

〈改廃〉

第5条 この規則を改廃しようとするときは、名古屋市医師会の理事会の承認を必要と する。

## 附則

本規則は平成15年4月1日から施行する。 (平成15年3月5日、第38回定例理事会決定)

- 本規則は、平成16年9月1日から施行する。
  (平成16年9月1日、第16回定例理事会決定)
- 本規則は、平成17年4月1日から施行する。
  (平成17年5月18日、第4回定例理事会決定)
- 4. 本規則は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。 (平成 18 年 5 月 31 日、第 7 回定例理事会決定)
- 5. 本規則は、平成19年4月1日から施行する。(平成19年4月4日、第1回定例理事会決定)
- 6. 本規則は、平成20年4月1日から施行する。(平成20年3月12日、第37回定例理事会決定)
- 7. 本規則は、平成22年4月1日から施行する。(平成22年3月3日、第35回定例理事会決定)
- 8. 本規則は、平成28年7月1日から施行する。 (平成28年6月22日、第9回定例理事会決定)
- 9. 本規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。 (平成 29 年 3 月 29 日、第 38 回定例理事会決定)
- 10.本規則は、令和4年6月30日を以って廃止する。 (令和4年6月15日、第8回定例理事会決定)